契約変更理由書

神戸市

工　事　名	阪神沿北側線他街路築造工事（その２）

契約変更後の工事概要

土工　一式、排水構造物工 L=668m、車道舗装工 A=2437 ㎡
歩道舗装工 A=1789 ㎡、構造物撤去工 一式

【設計変更の理由】

・当該箇所では、工事に先立ち、既存構造物（万能塀）を撤去する必要があるが、既存構造物の基礎が想定以上に大きいため、当初設計の工法（ニブラ破砕）では物理的に取り壊しが出来ないことが判明した。また、当該工事箇所は、沿線民家との距離が近く長時間の工事騒音による苦情や工事中止の申し入れが相次いでいるため、基礎を静的破砕工法により運搬できるサイズに大きく分割し、資材置場に運搬した後に処分場へ搬入できる大きさまで再分割することが必要となり、47 日間の工期延長を要する。

・当該箇所は事業に伴い民地を買収した範囲であるが、当該工事での掘削時、旧工場のものと思われる基礎構造が土中に残置されていることが判明したため、新たに静的破砕工法により撤去する必要が生じ、30 日間の工期延長を要する。

（公表様式第６号）